

川崎市工業用水道減量実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市工業用水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第50号。以下「規程」という。）第7条第2項及び第8条の2第2項の規定に基づき、責任消費水量の減量（以下「減量」という。）の実施及び減量負担金について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規程において使用する例による。

(減量の総量の決定)

第3条 管理者は、減量を実施する場合、減量の総量、減量の実施日及び申込期間を定めるものとする。

(減量の方法)

第4条 管理者は、減量を次の方法により行う。

- (1) 管理者は、工業用水道の使用者（以下「使用者」という。）に対して、減量の総量、減量の実施日、申込期間及び減量負担金（以下「負担金」という。）の計算方法を告知し、減量を希望する水量（以下「減量希望水量」という。）の総量を調査により把握する。
- (2) 減量を希望する使用者（以下「減量申請者」という。）は、申込期間内に減量申請書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。
- (3) 減量後の水量の下限は、減量後の契約水量が1日0立方メートルとなる減量の場合を除き、1日200立方メートルとする。
- (4) 管理者は、減量希望水量の総量が、前条の規定により定めた減量の総量を超えるときは、次の計算式により各減量申請者の減量希望水量を調整す

る。ただし、10立方メートル未満の端数は切り捨てるものとする。

各減量申請者の減量水量

＝減量の総量×（各減量申請者の減量希望水量÷減量希望水量の合計）

（5）前号ただし書の規定により切り捨てた水量は、当該水量を10で除して得た値の件数に至るまで、減量希望水量から減量水量を減じた値が多い順に従って、減量申請者に減量希望水量を超えない範囲で10立方メートルずつ減量水量として割り当てる。

（6）管理者は、減量をする水量（第4号の規定により水量を調整した場合は、調整後の水量）を決定し、減量申請者に減量水量通知書（第2号様式。以下「減量通知」という。）を交付する。

（7）減量通知を受領した減量申請者は、速やかに管理者と規程第6条第2項第1号の規定により変更契約を締結しなければならない。

（8）管理者は、変更契約を締結後、負担金の納入通知書を送付する。

（9）使用者は、納期限までに負担金を納付しなければならない。

（減量の総量調整）

第5条 管理者は、前条第6号の規定による通知以前に、使用者の廃止に基づく減量が生じた場合、第3条の規定に基づき定めた減量の総量を調整できるものとする。

（負担金の納付）

第6条 負担金は、管理者が指定する日までに、一括で納付するものとする。

（遅延損害金の徴収）

第7条 前条に規定する日までに負担金の納付がない場合は、遅延損害金を徴収する。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条（規程第 7 条第 2 項に係る部分に限る。）、第 2 条及び第 3 条、第 4 条第 1 号から第 6 号まで、第 5 条並びに第 8 条の規定は、令和 6 年 1 0 月 2 9 日から施行する。

(川崎市工業用水道減量承認実施要綱の廃止)

- 2 川崎市工業用水道減量承認実施要綱（平成 2 2 年 3 月 3 0 日 2 1 川水工管第 5 4 9 号）は、廃止する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

減量申請書

川崎市工業用水道減量実施要綱第 4 条第 2 号に基づく減量希望について、次のとおり申請（回答）します。

会社名	
契約水量（ 年 月現在）	m ³ ／日
減量希望水量	m ³ ／日
減量後 契約水量	m ³ ／日

担当者氏名

所属部署

電話番号

(裏)

給水先の住所・名称・責任消費水量内訳

給水先住所	給水先名称	責任消費水量内訳 (m ³ /日)
計		

年 月 日

減量水量通知書

年 月 日付の減量申請について、川崎市工業用水道減量実施要綱第4条第6号に基づき、次のとおり回答します。

貴社の減量水量は次のとおりです。

会社名	
契約水量（ 年 月現在）	m ³ ／日
減量水量	m ³ ／日
減量の実施日	年 月 日
減量後の契約水量	m ³ ／日
減量負担金の額	円

この減量を希望される場合は、同封した「工業用水需給変更契約書」に必要事項を御記入の上、所定の位置に押印して上下水道局に郵送してください。

減量負担金の納入通知書は、変更契約を締結後、送付します。